

富良野市骨髄移植後等の任意予防接種費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、骨髄移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植等の造血幹細胞移植または、化学療法等その他の医療行為（以下「骨髄移植等」という。）により、治療前に接種した予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）の予防効果が期待できないと医師に判断され、医師が必要であると認めた第3条に規定するワクチンの再接種を行う者に対し、当該費用を助成することで、感染及び発病防止を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 本要綱による助成は、接種日時点において富良野市内に住所を有し、次に掲げる要件をすべて満たす者を対象とする。

- (1) 骨髄移植等により、移植前に接種した法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める者
- (2) 予防接種を受ける日において20歳未満の者
- (3) 令和4年4月1日以降の再接種であること。

(対象ワクチン)

第3条 本要綱による助成の対象となるワクチンは、次に掲げる要件にすべて該当しなければならない。

- (1) 法第2条2項で定められた疾病にかかる予防接種であること。
- (2) 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）の規定によるワクチンであること。
- (3) 治療前に法、実施規則及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）の規定に基づき実施された予防接種の免疫が骨髄移植等によって低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める予防接種であること。

(助成金額)

第4条 助成金額は別表に定める金額を上限とし、当該予防接種の費用として医療機関に支払った金額を助成するものとする。

(対象者の認定)

- 第5条 助成を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、富良野市骨髄移植後等の任意予防接種費用助成対象認定申請書（第1号様式）に次の書類を添えて提出するものとする。
- ア 健康保険証（被接種者）など本人が確認できる公的な書類
 - イ 骨髄移植等により、治療前に接種した法に基づく定期予防接種の予防効果が期待できないと判断した医師の意見書（第2号様式）
 - ウ 母子健康手帳など骨髄移植等前の定期予防接種ワクチンの接種履歴が確認できる書類
- 2 市長は前項により提出された申請書類及び添付書類を審査のうえ、助成対象者であると決定した場合は、富良野市骨髄移植後等の任意予防接種費用助成対象認定通知書（第3-1号様式。以下「認定通知書」という。）を、また助成対象者ではないと決定した場合は、富良野市骨髄移植後等の任意予防接種費用助成対象不認定通知書（第3-2号様式）を交付するものとする。

(接種の実施)

- 第6条 認定通知書の交付を受けた接種対象者は、認定された予防接種を助成の対象として接種することができる。この場合、助成対象者は当該予防接種を実施した医療機関にその要した費用を支払うものとする。

(助成の方法及び手続き)

- 第7条 本要綱による助成については、償還払い（医療機関において予防接種を受け、その費用を支払った後に、市長に申請することにより助成を行うことをいう。以下同じ。）によるものとする。
- 2 助成に必要な手続きについては、以下のとおりとする。
- ア 申請書類の提出
申請者は、「富良野市骨髄移植後等の任意予防接種費用助成申請書兼請求書」（第4号様式）に次の書類を添えて提出するものとする。
 - (ア) 健康保険証（被接種者）など本人が確認できる公的な書類
 - (イ) 領収書、予防接種済証など医療機関での支払金額、接種日、接種ワクチン、接種医療機関が確認できる書類
 - (ウ) 振込先金融機関口座が確認できる書類
 - イ 審査と助成額の振込
市長は、申請書類及び添付書類を審査のうえ、助成額を決定し、申請者が指定する金融機関の口座に助成金額を振り込む。なお申請内容に疑義がある場合は追加で書類の提出を求めることがある。

(助成にかかる申請期限)

第8条 助成にかかる申請の期限については、助成対象となる予防接種を再接種した日が属する年度の末日までとする。

(健康被害が生じた場合の取扱い)

第9条 本要綱による助成にかかる予防接種は、接種者の希望と医師の責任と判断によって行われる任意の予防接種であるため、万が一健康被害が生じた場合は、富良野市が責任を負うものではない。健康被害の救済手続きは、接種者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して行う。

(不正受給の場合の取扱い)

第10条 虚偽の申請その他の不正な手段により、本市に不正に助成金を支出させた者は、当該助成金の額を市長に返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

各種予防接種委託料表

ワクチン名	接種単価
ヒブワクチン	8,701 円
小児用肺炎球菌ワクチン	12,067 円
B型肝炎ワクチン	6,512 円
DPT-I PV (四種混合)	11,407 円
DPT (三種混合)	6,017 円
DT (二種混合)	4,972 円
不活化ポリオ	10,142 円
MR (麻しん風しん)	10,802 円
麻しん	7,227 円
風しん	7,238 円
水痘	9,097 円
日本脳炎 (未就学児)	7,722 円
日本脳炎 (小学生以上)	6,897 円
ヒトパピローマウイルス(2価、4価)	16,522 円
ヒトパピローマウイルス(9価)	26,422 円
BCG	9,900 円